

教第57号議案

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年1月25日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則（昭和23年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区	小学校又は義務教育学校	幼稚園	区	小学校又は義務教育学校	幼稚園
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
灘区	[略]	[略]	灘区	[略]	[略]
	灘（琵琶町，下河原通，神ノ木通，千旦通，上河原通） 西灘	[略]		灘（琵琶町，下河原通，神ノ木通，千旦通，上河原通） 西灘	[略]

	稗田 六甲（篠原本町 1— 4・5（1—3 番），篠原中町 1— 5，宮山町 3，山田 町 3（2番）） 美野丘 摩耶 福住 <u>灘の浜</u>	
	[略]	[略]
中央区	雲中 春日野 上筒井 宮本 なぎさ 中央	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
北区	有馬 <u>ありの台</u>	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

	稗田 六甲（篠原本町 1— 4・5（1—3 番），篠原中町 1— 5，宮山町 3，山田 町 3（2番）） 美野丘 摩耶 福住	
	[略]	[略]
中央区	雲中 春日野 上筒井 宮本 なぎさ（ <u>脇浜海岸 通</u> ） 中央	[略]
	なぎさ〔灘区〕（摩 耶海岸通）	灘すずか け，あづ ま
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
北区	有馬 <u>有野台</u> <u>有野東</u>	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

須磨区	[略]	[略]
	だいち〔長田区〕（戸崎通3，西代通4，御屋敷通6）	[略]
	[略]	[略]
垂水区	[略]	[略]
	千鳥が丘 高丸 千代が丘 垂水 霞ヶ丘 東舞子 西脇（清水が丘1—3，南多聞台3（7・8番），本多聞1） 舞子 西舞子 神陵台（南多聞台1（9番を除く。）・2・3（1—6番）・4（5—15	[略]

須磨区	[略]	[略]
	だいち〔長田区〕（日吉町，若松町5—11，大橋町5—10，海運町2—4，本庄町2—4，長楽町2—4，浪松町2—4，野田町4，戸崎通3，西代通4，御屋敷通6）	[略]
	[略]	[略]
垂水区	[略]	[略]
	千鳥が丘 高丸 千代が丘 垂水 霞ヶ丘 東舞子 西脇（清水が丘1—3，南多聞台3（7・8番），本多聞1） 舞子 西舞子 神陵台（南多聞台1（9番を除く。）・2・3（1—6番）・4（5—15	[略]

	番)・5・6) 多聞東 <u>多聞の丘</u>			番)・5・6) 多聞東 <u>多聞南</u> <u>本多聞</u>	
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、北区の項及び須磨区の項の改正規定については、公布の日から施行する。

### 理 由

小学校の設置及び廃止並びに校区の変更に伴い、規則を改正する必要があるため。

## 神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

### 1. 概要

- ・神戸市立幼稚園園則において、幼児が通うことができる幼稚園を「神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則」に規定される小学校の校区に基づいて定めている。
- ・小学校の設置・廃止・校区変更に伴い「神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則」が改正されたため、それに応じて神戸市立幼稚園園則を改正する。
- ・本幼稚園園則の改正においては、別表上の表記を改正するものであり、幼児が住所地ごとに通うことができる幼稚園に変更はない。

### 2. 改正内容 ※別表（第5条関係）

- ①灘すずかげ幼稚園・あづま幼稚園に通うことができる学校として、令和3年4月に設置する「灘の浜小学校」を追加する。  
また、「灘の浜小学校」の設置に伴う校区変更により、なぎさ小学校区であった「摩耶海岸通」が灘の浜小学校区になったことから表記を整理する。
- ②有野幼稚園・からと幼稚園に通うことができる学校として、有野台小学校と有野東小学校を統合して平成31年4月に設置した「ありの台小学校」を追加し、統合前の2校の表記を削除する。
- ③兵庫くすのき幼稚園・西野幼稚園に通うことができる住所として指定されているだいち小学校区（長田区内）のうち、「日吉町, 若松町5-11, 大橋町5-10, 海運町2-4, 本庄町2-4, 長楽町2-4, 浪松町2-4, 野田町4」については、令和2年4月の校区変更により駒ヶ林小学校区となったため表記を削除する。
- ④たるみ幼稚園・小東山幼稚園に通うことができる学校として、多聞南小学校と本多聞小学校を統合して令和3年4月に設置する「多聞の丘小学校」を追加し、統合前の2校の表記を削除する。